

# 仏教保育の基本問題

秋 山 智 孝

戦後の仏教々団に於ける社会事業活動は目覚ましいものがある。社会事業と云っても種々あるが中でも保育所幼稚園の数は圧倒的に多く戦前と比較すると雲泥の相違がある。これは戦後国が保育所の設置を奨励し、一時は寺院の堂宇を園舎とするものをも保育所として認可したと云う様な事もあり、時あたかも従来の宗教活動から脱皮して新仏教活動を展開し様と云う教団内部の動きと相俟って社会事業の急速なる発展を見るに至ったものと思う。最近は何の方針として公立或は法人の経営するものでなければ認可しないので今迄の様に宗教関係のものが激増すると云う様な事は考えられない。

仏教関係者が保育所や幼稚園を開設するに至った事情は上述の外に、(一)純然たる宗教活動として、(二)貧困寺院の生活手段として(農地解放等による)(三)1と2の複合、(四)その他(地域の要請等による)等が考えられる。今保育所の全国公私立の設置数を見ると、昭和元年には全国施設数三一八ヶ所、収容人員三〇、〇八一人となっているが、昭和二十一年には八七三ヶ所、収容人員六八、九六一人、昭和三十三年には九、四三二ヶ所(私立四、二三三)収容人員

五九二、九六八人となっている。実に驚くべき増加である。仏教関係についての資料が見られないのは残念であるが私立四二三三の大半は仏教関係のものと思はれる、本宗関係の施設数を見ると、昭和三十一年の社会教化事業福祉施設関係名簿によれば幼稚園五九、保育所六九、季節保育所一七となって居る。保育所の中にはその後公立に移管したのものもある。又この名簿には載せられていないが、本宗の熱心なる信徒の経営する施設も若干ある。季節保育所十七は少数が少ない様に思うが、季節保育所は農繁期、漁繁期にだけ臨時に開設する保育所で、小学校、公園、寺、神社その他農漁村の適当な場所に市町村が設置、または委託しているもので、期間は一ヶ所二十五日以内で春秋二期であり設備も最少限ですむのもっと多く開設する様に努めなければならぬ。現下の社会事情に於ては共稼ぎが多く、幼児教育の関心も高いので幼児教育の施設は今後更に増加するものと予想される。以上仏教関係殊に本宗の幼児保育施設数を見たが、施設を開設した理由目的が何であるにせよ凡そ宗教家として保育に従事する場合に全く宗教と無関係ではあり得ない。程度の差はあるとしても何等かの点で宗教々育を行って居るものと思う。とは云うものゝ確固たる仏教保育の意義や目的を把握して保育に従事しているものが果してどれだけあるであろうか。保育には宗教的なものが必要であると考えてはいてもたゞ漠然と保育しているに過ぎないのではあるまいか。若しあるとしてもほんの一部の人に過ぎないと思う。最近仏教保育に対する関心が高まりつゝある事は喜ばしい事であるが内容的にまだ充分と云えない様に思われる。特に本宗関係について見るとその感が深い。

そこで、仏教保育を進展するために如何うしたら良いだらうか、極めて常識的ではあるが基本的な問題を提示して見様と思う。

仏教保育を進展させる為にはいくつかの問題があるその第一は、

1、仏教保育の意義目的を明らかにしなければならない。

教育の目的は教育基本法第一条をまつまでもなく人格の完成にあると思う。人格の完成と云うが円満なる人格者と一体如何なる人を考えたら良いのだろうか。果して人格完成に宗教が必要かどうか。宗教と教育とは如何なる関係にあるか。等々凡ゆる角度から究明しなければならぬ。仏教では一切衆生悉有仏性と説き、成仏を以て最高理想としている。して見れば成仏を以て仏教保育の究局目的と考えるべきであると思う。悉有仏性とは無限の可能性を意味し、成仏とはこの可能性が最高度に成就された状態を云うものと思う。宗祖の立場からこの点について更に深く究明して行くべきであると思う。次に問題となるのは

2、仏教保育の実際方法についてである、

イ、環境を整える、

居は氣を移すと云うが、仏教保育を行う為如何に環境を整えたら良いか。と云う点についての工夫は余りされて居ない様に思う。仏像を安置して事足れりとして居る程度であるが、法に示された基準の設備でよい。か。足りないとするれば何か。と云う点について研究しなければならない。視聴覚教育が発達し壁、天井等に至るまで立体的利用がなされている今日こう云う点からも考慮を要する。又人的環境を整える事は更に大切な事である。仏教保育を行う事の出来るなごやかな雰囲気を整える為の工夫がなされねばならない。これは職員の内

資質にも関連する。

ロ、カリキュラムについて、

カリキュラムはその施設の保育の内容や方法を表わすもので幼児の身体的、心理的発達段階に応じて立案されなければならない。幼稚園に於ては健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作の六つに分けられ、保育所に於ては健康指導、生活訓練、自由遊び(音楽、リズム、絵画、製作、自然観察、集団あそび)等に分けられている。これらは独立のものでなく相関関係にあるがこれらの中に如何に仏教的なものを盛り込んだら良いかと云う事が問題になる。カリキュラムはその施設独自のものであって凡ての施設に共通のものはあり得ない。

施設のある地域の状況や幼児の状況により差異のある事は当然であるが、優れたカリキュラムを作る事は非常にむづかしい事である。そこでカリキュラムを作る場合にどの施設にも共通する基本的なものを取り上げた標準となるべきものがあつたほうがよい様に思う。それには保育関係者の試案を集め比較検討して標準カリキュラムをつくるべきである。これは単に一度にとどまらず、絶えず改訂して行かねばならない。個々の施設に於てはこれを参考にして、地域や幼児の状況を考慮してその施設にふさわしいものを作ればよい。

ハ、単元と展開について

凡てカリキュラムは遊びの中におり込まなければならない。この場合仏教保育として何を単元にとり上げるか、目標をどうするか、望ましい経験は何か、が問題になる。一年を何単元にするか、大単元か小単元か或はその折衷にするか、生活歴、年中行事をどの程度とり入れるか、本宗の立場から宗教一般、通仏教との関連をどうするか。小学校との関連をどうするか。一年保育、二年保育、三年保育、三才未満児保育との関連、一

育保育と自由保育との時間的配分等、検討すべき事項は非常に多い。

十二月にはキリスト教関係の施設は勿論、一般の施設に於てもクリスマスを行うが、仏教関係の施設でもやっているところがある。子供が喜ばば何でもやると云うのではどんな事をやり出すか恐ろしくなる。

ある施設では苦肉の策としてサンタクロースの代りに大黒様を出したと云う話を聞いたがしっかりしたカリキュラムによって保育すればそんな事をしなくてすんだ事と思う。

## 二、保育教材について

保育教材の乏しい中で保育を行う事はあたかも実験器具や材料を持たずして化学教育をするに等しい。如何に立派なカリキュラムを立て、も、保育教材が充分でなければ次期の効果をあげることは出来ない。教材を創意工夫し保育効果をあげる事が出来るか否かは保母の能力に依て決定づけられると云ってよい。然し乍ら保母は時間的に余猶を持たないため教材を準備したり研究したりする事が思う様に出来ない。そこで仏教保育の現場に役立つ様な内容を豊富にふくんだ教材を研究し、直ぐ利用出来る様にしておかなければならない、

### ・音楽リズム

仏教に於ては音楽の利用が足りないと言われて居るが音楽の長所は言葉で表現出来ない思想や感情を音によって表現する事である。幼児期は音楽能力の芽ばえの時期であるから保育上重要な位置を占めている。音楽は聞く、歌う、弾く、リズム、に分けられ保育もこの領域で行はれるが、第一に聞く事から始まる。マスコミによる低俗な音楽が濫乱する今日よい音楽を聞かせる事は最も大事な事である。西洋音楽の中には多くの名曲があるが仏教的気分のこもった名曲が欲しいものである。朝の礼拝の時、食事の時、昼寝の時、作業の時、その

他聞かせる機会はいくらでもある。

次に歌うものであるが、最近では仏教名曲集と云う様なものが出版され、四季の歌、生活の歌（施設で毎日歌うもの）一般教材、儀式の歌、教師の歌等が載せられていて優れたものもいくつかあるので一応は事足りる様になって来たが、歌詩の上からも曲の上からも更に優れたものが欲しいと思う。

次にリズムであるが、人間はだれでも美しいリズムに合せて運動する事を好むものであるからリズムに合せて自由に動作に表す事が出来る様幼児を指導しなければならない。リズム遊びは唱歌遊戯や律動遊戯の曲を聞き自分の受けとったそのままをその曲に合わせて自由に表現する遊びである。リズム遊びの曲についても前項と同様の事が云える。

音楽リズムの教材として前述の如く仏教的気分のあふれた良い音楽を与える事が一番大事であるが、作曲は特殊な技能を必要とするので専門家に頼る外なく直ちにこれに應ずる事は出来ない。然も名曲として愛好されているものの中には無名の人の作曲したものもある様に聞いているので、素人であっても多くの人々に依り作曲が試みられて良いと思う。そうする事によって立派な仏教音楽の生れて来る基盤が出来て来るものと思う。

・ 絵画、製作

絵画、製作は幼児が自分の中にあるものを表現する唯一の方法であると云はれている。これを幼児時代にしつかり育て、やらないと将来絵画、製作に関して表現する事を嫌ふ様になるばかりでなく芸術を理解する態度や能力にも影響があらわれると云われている。又絵画、製作は対象物を客観的に認識し知識を高めるばかりで

なく欲求不満を除き美的情操を養う事が出来ると云われている。

絵画について見るに描画の上から自由画、指定画（題を与えて描かせる）、臨画等があり、材料について見るとクレヨン、パス水彩、墨をはじめとして、多種多様である。表現の上から衝動的、偶成的、羅列的、思想的に分けられる。

製作には紙細工、粘土細工、自然物細工、木工、雑細工等があり、紙細工は材料が得易く中でも折り紙細工は平面的にも立体的にも表現出来る上に作品は室内装飾に利用されたりするので製作の中でも一番多く行はれている。

法花経には八乃至童子の戯れに、沙を聚めて仏塔となせる、是の如きの諸人等、皆すでに仏道を成じき」と説かれていたが決してこれにこだわるわけではないが、絵画、製作についての研究を大いにやらなければならぬ、今試みに手元にある資料を開いて見ると、松石治子著の自由製作十二月には十二月の参考資料として、クリスマスツリー、ひいらぎ手籠、サンタクロースお面、があげられている。又同著の子どものためのたのしい室内環境づくりには、十二月の室内装飾として、サンタクロース、クリスマス飾り、ひいらぎ、クリスマスツリー、があげられているが、仏教に関するものは少しもない。今仏教的なものと言はれても参考資料をあげる事が出来ないのは残念である。

・言語について

幼児期は言語習得の最も著しい時期であるから正しい言葉を用いる様に指導すると同時に他人の言葉を聴いて理解する様に努めなければならない。言語活動としては、童話、紙芝居、人形芝居、言語遊び、戯遊び、べ

ーブサート、絵話、幻灯、等がある。言語に関する教材は比較的豊富であり、最近では仏教童話全集、仏教実話等の書物も出版されている。又仏教童話に関する書物も出版されている。然し乍ら全般的に見て直接本宗に關するものは少ないので更に充実する様にしなければならない。本宗の現状からすれば施設のみを目標にしたのでは紙芝居を出すにしても採算がとれない。寺院の教化活動を活発にして子供会・日曜学校等に於ても使用する様にすれば比較的容易に出版出来ると思う。又標準カリキュラムに準じた絵本等の出版も考えねばならぬ事の一つである。

以上保育の実際について仏教保育の立場から検討しなければならぬ点を指摘したが、次に保育に従事する人について考えねばならない。

### 三、教師について

一般教育に於ける教師の準備すべき要件については今更喋々として述べるまでもない事であるが、施設が如何に立派でもそれだけで教育効果を上げる事は出来ない。教育の成果は実に教師の資質如何によると云つても過言ではない。幼稚園園長は小、中、高等学校の一級普通免許状を持っていなければならない。又教諭は幼稚園一級或は二級普通免許状を持たねばならない。保育所は所長は資格の規定がないが保母は厚生大臣の資格証明書を持たねばならない。保母の資格は厚生省認可の学校を卒業するが、都道府県の実施する国家試験によらねばならない。以上は法令の上から見た資格であるが、特に仏教保育を行う教師は一般教師とちがった資質を持っていない。教師養成の上からも仏教保育者の資質は如何にあらねばならぬか大いに検討しなければならぬ。

宗門に於て幼児施設の教師養成機関の無いのはどうした事だらうか。



幼稚園は学校で金持ちの行くところで勉強するところであり、保育所は託児所で貧乏人の行くところで遊ぶところと云う様な誤った考えが今日なを一部の人に根強い様であるか、この二つは名前こそ異なるが幼児教育と云う点について何等異るところはない。今両者の異なる点を見ると、保育所は昭和二十二年成立の児童福祉法第三十九条に依り、日々保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設で厚生省主管である。幼稚園は昭和二十二年成立の学校教育法第七十七条に依り、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助成することを目的とする施設で文部省主管である。

児童の立場から見ると、保育所は乳児から収容し措置児童（市町村長の委託した保育に欠ける児童）が主で自由契約児童（措置児童が定員に満たぬ場合父兄の自由意志で入所出来る）が従である。幼稚園は保育所用語で云うならば全児童が自由契約児童であり、三才未満は入所出来ない。保育料について見るならば前者は国が定めるが、後者は営者の自由意志で決められる。負担については前者は保護者の所得の状況により一部負担と金額負担とあるが後者は金額負担のみである。保育時間については前者は八時間を原則とし、後者は比較的短時間である。給食については前者は法令上一般児は副食とオヤツ給食、三才未満児は完全給食が定められているが、後者は法令上の強制はない。又発展史の上から見ると前者は託児所から出発して保育所に発展し、後者は初めから学校として出発した。以上に依って見ると主管が厚生省と云う点では確かに保育所は託児所的な性格があるが乳児から収容すると云う事は反って教育的であるとも云える。保育に欠ける措置児童を主とするとも云う点からすれば猶更である。保育料一部負担と

云う点から貧乏人の行くところと云えない事も無いが、法令上保育に欠けない児童でも自由契約として入所している者は低所得者でも全額負担しなければならぬのでそれ丈で一概に貧富を判別する事は出来ない。時と場合に依っては高所得者の児童も保育時間の長い保育所に入所せざるを得ない場合があり、むしろ喜んで入所させる事もある。児童特に幼児は両親の膝下において保育する事が望ましい事である。保育時間が長いと云う事だけで優れているとも云いきれない。又母の膝下に居る時間が長いと云うばかりで一概によいとばかり云いきれない。要は家庭で正しい愛情と知識と技術を以て育てられているかどうかにある。保育所に於て給食をする事は保育時間が長い事にも原因しているが健康管理の上から非常に大事な事である。都会に於ては有名校進学が父兄の希望であり、予備校化した幼稚園の感がしないでもないが、知能を伸ばす面に於ては保育所は幼稚園に及ばぬところがある。以上の様に見て来ると俄かに甲乙をつけがたいばかりでなく保育内容から見ても何等変るところがない。施設の二元化は役所の繩張り根性の表れであり、入所する児童は等しく日本人である。保育所に於ける保育の原理、方法、目標、と幼稚園のそれと差異のあるべきはずはない。これは幼稚園でやること、これは保育所でやることと云う差別があるはずがない。現在保育所と幼稚園の一元化を要望する声が関係者の間に高まりつゝあるのは、単に経営の問題ばかりでなく保育所も幼稚園も等しく幼児教育の場所であると云う認識が高まった事に依ると思う。次に法令の上から幼稚園保育所の宗教々育について見ると、

幼稚園は学校であるから宗教々育を行う場合関係法令の中で行はなければならない事は当然である。昭和二十年文部省訓令第八号には、

私立学校ニ於テハ自今明治三十二年文部省訓令第十二号ニ拘ラス法令ニ定メラレタル課程ノ外ニ於テ左記条項ニ

依り宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ得

一、生徒ノ信仰ノ自由ヲ妨害セザル方法ニ依ルベシ

二、特定ノ宗派教派ノ教育ヲ施シ又ハ儀式ヲ行ウ旨學則ニ明示スベシ

三、右実施ノ為生徒ノ心身ニ著シキ負担ヲ課セザル様留意スベシ

とある。即ち私立の幼稚園に於ては特定の宗派の教育を自由に行う事が出来る。

次に保育所であるが、保育所は私立と云えども公費を以て運営されているので、経営主体は私立であっても実際上は公立と同様に取り扱わねばならないと言うのが関係者の通念となつてゐる。全児童が自由契約児童と云う事はまず考えられないので、その様な解釈がなされるのは当然の事である。同じ私立であっても幼稚園に於ては自由であり保育園に於ては不可であると言ふ事になる。これに対して内山憲尚著「仏教保育十二章」によれば、保育所の規則書に「仏教保育主義で保育をやる旨明記してあれば保育所に於て特定の宗教々育を施してもかまわない、但し仏教伝導の目的のためなく仏教と云う人格をつくりやすい手段で人格を育成するのが目的であると述べてゐる。若し公私立以外の保育所も公立として見なすとすれば当然公立学校と同様、法令上の制約をうける事になるので、仏教保育を進展させる上からこの点についても検討を要する。

#### 四

以上極めて常識的であるが仏教保育を推進する為の問題点を挙げて来たが、これらについては既に斯道の権威者に依り研究されているものもあるが、われわれはあくまでも本宗の立場からこれらの問題に取組まねばならない。幼児

教育と云っても児童心理学、精神衛生学、等を始め関連する学問も多岐に亘っているので多くの人の協力がなければ解決は困難である。

曾て宗門人の間には社会事業は僧侶のなすべき事ではない、僧侶はあくまで本来の道を歩むべきである、と云う声があったが、単に経済的理由の為に施設を経営したり、たゞ漫然と保育に従事しているならば、再びこう云う批難を受ける事になると思う。こう云う点からも、宗祖の精神を基盤とする仏教保育を確立しなければならぬ。